

出産・子育て応援ギフトに関するQ&A

Q 申請から受け取りまで、どのくらいかかりますか。

A 申請書を受理後、1か月半程度で指定の口座への振り込み又は電子クーポンをお届けします。

Q 双子を妊娠しました。出産応援ギフトで10万円、子育て応援ギフトで10万円を受け取ることができるのでしょうか。

A 出産応援ギフトは、多胎妊娠の場合も5万円の支給となります。子育て応援ギフトは5万円×出生児童数を支給します。

Q 出産応援ギフトまたは子育て応援ギフトの申請は、産婦の夫や児童の父親でも

A 出産応援ギフトは、妊娠届出時の面談を受けた妊婦のみが申請できます。子育て応援ギフトは、「児童を養育する方」が対象となるため、父母で養育している場合は母親のみでなく父親も対象となりますが、母親と一緒に保健師等の面談を受けていただく必要があります。

Q 流産・死産となりました。出産応援ギフトの支給を受けることはできま

A 妊娠届出後であれば、出産応援ギフトの対象となります。

Q 佐渡市に住民票がありますが、里帰り先で産婦訪問を受けた場合は、佐渡市と里帰り先市町村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか。

A 住民票がある佐渡市へ申請してください。

Q DV(ドメスティックバイオレンス)などにより、やむを得ず、住民票を基の住所地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合は、住民票のある市町村と避難先市町村のどちらへ申請をすればよいですか。

A 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。

Q 佐渡市で面談を受けた後に、応援金の申請をしないまま他の市町村へ転出しました。この場合でも応援ギフトは受け取れますか。

A 転出先の市町村で面談を受けていただければ、転出先の市町村で申請することが可能です。